平成２２年（フ）第３７４２号
名古屋市千種区今池２丁目９番16号　ゆたか荘H、住民票上の住所名古屋市千種区今池２丁目９番16号　ゆたか荘
債務者　宝田　直美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７号
香川県高松市三谷町2096番地
債務者　久米　理恵（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１９号
仙台市太白区西中田５丁目11番15号　セジュール栄201
債務者　秋山　　満
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
宮城県黒川郡大郷町大松沢字下町宅地80番地
債務者　平塚　卓也
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
仙台市宮城野区榴岡２丁目２番28号　コーポ童子402、住民票上の住所福島市霞町６番34号
債務者　渡邉　　力
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３５号
仙台市宮城野区蒲生字鍋沼５番地の２　５号棟
債務者　吉田　淳子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８６号
仙台市宮城野区五輪２丁目９番15―601号
債務者　石川かつよ
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９０号
仙台市青葉区荒巻字三居沢１－８、住民票上の住所仙台市宮城野区岩切字三所南147番地
債務者　桂島　圭吾
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２号
秋田市浜田字家後184番地　市営住宅２―102号
債務者　佐々木良佳子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６号
秋田市外旭川字大谷地６番地４
債務者　菅原　勇二
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７号
秋田市外旭川字大谷地６番地４
債務者　菅原奈々子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０号
秋田市添川字境内川原60番地42
債務者　中村由記子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７５号
茨城県常陸太田市新宿町1073番地
債務者　河内　雅博
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８２１号
茨城県水戸市渡里町3055番地の１　渡里篠原住宅、旧住所茨城県水戸市堀町1932番地の５
債務者　金澤　道男
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８号
茨城県常陸太田市町屋町1242番地
債務者　助川　昌行
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１０号
茨城県桜川市西小塙1100番地
債務者　山添　白江
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１５号
茨城県桜川市門毛2001番地３
債務者　金澤　　寛
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２８号
茨城県常陸大宮市石沢1855番地の３
債務者　高田　光則
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　水戸地方裁判所